

## 気仙沼市広告掲載基準

平成20年9月10日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、気仙沼市広告掲載に関する要綱(平成20年気仙沼市告示第85号。以下「要綱」という。)第3条に規定する基準として定めるものであり、広告掲載に係る可否の審査は、この基準に基づき行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告を掲出するに当たっては、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)の規定を遵守しなければならない。

2 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (2) ギャンブルその他これに類するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)の規定により規制を受ける貸金業
- (4) 利殖を目的とした投資・投機のあるもの、勧誘、募集等を専ら行うもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがある事業者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがある事業者
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(10)規制対象となっていない業種においても，社会問題を起こしている業種や事業者  
(11)前各号に掲げるものほか，広告を掲載する業種又は事業者として不適当と認められるもの

(掲載内容の規制)

第6条 次に掲げる内容の広告は，広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 政治性又は宗教性があるもの

エ 著作権等を侵害するおそれがあるもの

オ 人権侵害，差別，名誉き損のおそれがあるもの

カ 法律で禁止されている商品，無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの

キ 他をひぼう，中傷又は排斥するもの

ク 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

ケ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

コ 非科学的又は迷信に類するもので，利用者を惑わせたり，不安を与えるおそれがあるもの

サ 社会問題についての主義主張

シ 個人又は法人の名刺広告

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして，次のいずれかに該当するもの。

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在及び内容が不明確なもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして，次のいずれかに該当するもの

ア 出品作品の一例または広告内容に関連する等表示する必然性がある場合を除き，水着姿，裸体姿等（以下「水着姿等」という。）で広告内容に，無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など，善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) その他，広告掲載を行う広告として不適当であると市長が認めるもの

(屋外広告に関する景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し，美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

(1) 会社名，商品名を著しく繰り返すもの

(2) 彩度の高い色，原色，金銀色を広範囲に使用するもの

(3) 美観を損ねるような，著しくどぎついもの及びくどいもの

(4) 景観と著しく違和感があるもの

(5) 意味なく，身体の一部を強調するようなもの

(6) 著しくデザイン性の劣るもの

(7) 意味が不明なもの等，公衆に不快感を起こさせるもの

(8) 地域の慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し，交通事故を誘発する等，交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの

イ 信号，交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料，高輝度反射素材，鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 水着姿等を表示し，著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

(ホームページに掲載する広告に関する基準)

第9条 市のホームページへの広告に関しては，当該広告だけでなく，当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し，情報提供することを主たる目的とするホームページであって，この基準のほか要綱その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせんし，又は紹介するものに係る広告は，市のホームページに掲載しない。

附 則

この基準は、平成20年9月10日から実施する。